

地方独立行政法人制度改革に関する研究会（第2回）

議 事 次 第

（平成27年5月28日（木）
10:00～12:00
総務省 11階会議室）

（議事次第）

1. 開会
2. 公立大学法人における評価の概要と運用状況について
3. 国の独立行政法人制度改革を踏まえた対応について
4. 閉会

（配付資料）

資料1：公立大学法人に関する評価制度の概要等

資料2：公立大学法人山口県立大学の評価制度について（木村委員提出資料）

資料3：地方独立行政法人の設立状況について（業務別）

資料4：研究会のスケジュール等

参考資料1：「地方独立行政法人制度改革に関する研究会」第1回議事概要

参考資料2：地方独立行政法人制度の概要

参考資料3：国の独立行政法人制度改革概要及び国と地方の制度比較

参考資料4：独立行政法人通則法の一部を改正する法律新旧対照表

参考資料5：地方独立行政法人法

公立大学法人に関する評価制度 の概要等

公立大学法人に関する評価制度

地方独立行政法人法に基づく評価

地方独立行政法人評価委員会
(各設立団体が設置)



地方独立行政法人評価委員会
による評価

1. 事業年度ごとの評価
 - 各評価委員会が実施
 - 各事業年度における業務の実績に係る評価
2. 中期目標ごとの評価
 - 各評価委員会が実施
 - 中期目標の期間(6年間)における業務の実績に係る評価
 - 評価に当たっては、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる

公立大学法人

設置

公立大学

学校教育法に基づく評価

認証評価機関

(大学評価・学位授与機構、大学基準協会等)

②認証評価機関による
評価

- 認証評価機関が実施
- 7年以内に1度
- 教育研究等の総合的な状況に係る評価

※ 専門職大学院を置く大学にあっては、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、別途5年以内に1度、認証評価を実施

①大学による自己
点検・評価

- 各大学が実施
- 教育研究等の状況に係る評価

法人評価に係る国・地方の制度比較

大学法人の法人評価に係る制度は、国(改正前)・地方で概ね同様のものとなっている。

区分		国立大学法人(改正前)	公立大学法人
年度毎 の評価	根拠条文	国立大学法人法第35条で準用する独立行政法人通則法第32条	地方独立行政法人法第28条
	評価主体	国立大学法人評価委員会	地方独立行政法人評価委員会
	評価内容	各事業年度における業務の実績(中期計画の実施状況に係る調査・分析の結果を考慮)	各事業年度における業務の実績(中期計画の実施状況に係る調査・分析の結果を考慮)
	評価結果	公表(必要があると認めるときは、業務運営の改善その他の勧告をすることができる)	設立団体の長や議会に報告、公表(必要があると認めるときは、業務運営の改善その他の勧告をすることができる)
期間毎 の評価	根拠条文	国立大学法人法第35条で準用する独立行政法人通則法第34条	地方独立行政法人法第30条
	評価主体	国立大学法人評価委員会	地方独立行政法人評価委員会
	評価内容	中期目標の期間における業務の実績(中期目標の達成状況に係る調査・分析の結果を考慮)	中期目標の期間における業務の実績(中期目標の達成状況に係る調査・分析の結果を考慮)
	評価期間	中期目標の期間(6年間)	中期目標の期間(6年間)
	評価結果	公表(必要があると認めるときは、業務運営の改善その他の勧告をすることができる)	設立団体の長や議会に報告、公表(必要があると認めるときは、業務運営の改善その他の勧告をすることができる)
	備考	教育研究状況については、独立行政法人大学評価・学位授与機構に評価を要請し、その評価結果を尊重	評価に当たっては、認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえる

独立行政法人通則法の改正に伴う国立大学法人法の改正

改正の考え方

- 他の独法と同様に、監査機能やガバナンスを強化するとともに、役職員の再就職等に関し規制。
- 教育研究の特性や大学の自治に配慮し、役員人事や法人評価等については固有の制度を整備。

<独法通則法の主な改正内容>

監査機能・内部ガバナンスの強化

- 監事や会計監査人の調査権限を明確化
- 役員の業務の忠実履行義務、職務遂行に伴う損害賠償責任を規定
- 内部統制の体制を業務方法書に記載

役職員の再就職規制と給与水準

- 役職員の再就職あっせん規制等の導入
- 役職員の給与の支給の基準は、国家公務員及び民間企業役員報酬等を考慮

役員の任命手続、任期の延長

- 法人の長・監事は、主務大臣が、必要に応じ、公募等を行うよう努める
- 法人の長・監事の任期は、中期目標期間と対応させる

主務大臣の責任による確実な中期目標管理

- 政策責任者である主務大臣が、毎年度、業績評価を実施
- 業績評価の結果を法人運営へ反映し、反映状況を公表
- 中期目標期間の最後の事業年度の直前の事業年度終了時に達成状況評価を実施し、評価結果を次の中期目標等に反映
- 評価等の客観性・公正性を確保するため、総務省の独立行政法人評価制度委員会によりチェック
- 主務大臣による違法行為等の是正命令

<国立大学法人法の対応>

- 国立大学法人等の監査機能・内部ガバナンス強化のため、これらの規定を準用

- 国立大学法人等の役職員の公正性を担保するため、これらの規定を準用

- 役員の任命手続や任期については、**現在の仕組みによる**（監事の任期は4年に延長）

※現行制度の例

- ・学長の任命は、学長選考会議の選考により行う国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。
- ・学長の任期は、二年以上六年を超えない範囲内において、学長選考会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。

- 教育研究の特性を踏まえ、引き続き、**国立大学法人評価委員会**が評価を実施
- 業績評価の結果を法人運営へ反映し、反映状況を公表
- **中期目標期間の4年目終了時に達成状況評価を実施し**、評価結果を次の中期目標等に反映
- 評価等の客観性・公正性を確保するため、総務省の独立行政法人評価制度委員会によりチェック
- **主務大臣による違法行為等の是正要求**

公立大学法人山口県立大学の評価制度について

1 公立大学法人山口県立大学
平成18年度に公立大学法人化 理事長・学長別置型 (H26～)

山口県立大学を設置管理

2 山口県立大学の沿革
 ・昭和16年 山口県立女子専門学校
 ・昭和25年 山口女子短期大学
 ・昭和50年 山口女子大学
 ・平成8年 山口県立大学大学（男女共学化）
 ・平成18年 公立大学法人化

学部 国際文化学部、社会福祉学部、看護栄養学部

大学院 国際文化学研究科、健康福祉学研究科

別科 助産専攻

収容定員 計1,312名

3 公立大学法人の評価制度
 ◆地方独立行政法人法による評価（法人評価）
 ～地独法第28条、第30条～

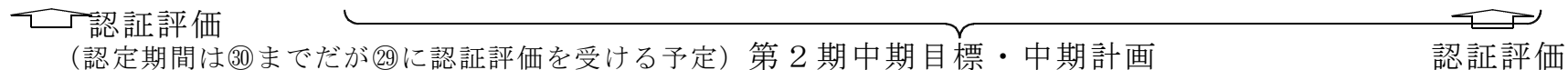
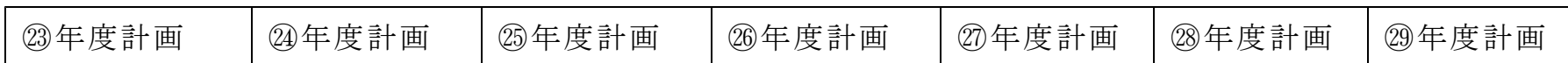
◆学校教育法による評価（大学評価）
 ～学教法第109条～

・評価委員会による中期目標（県）、中期計画（法人）、年度計画（法人）にかかる評価委員会の評価
 ・県議会への報告
 ・情報公開
 ＊評価は学校教育法の認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえること。（地独法第79条）

・自己点検評価（毎年）
 ・認証評価（7年以内ごと）←外部の認証評価機関
 ＊大学基準協会
 ・情報公開

＊県の各分野の有識者による評価

＊専門機関による評価



課題 ①複雑な評価制度による業務量の増大
 ②目標の項目設定
 ③大学運営の具体的成果の明確化

対応 ①法人による自己評価・認証評価と連動した間接評価
 ②目標項目の厳選化
 ③数値目標の促進化

山口県公立大学法人評価委員会の概要

1 評価委員会の体制

(1) 条例設置

(2) 委員会の所管

「山口県公立大学法人評価委員会」を設置し、大学法人の評価を専門に実施。

* 大学、病院、試験研究機関にそれぞれ専門の評価委員会を設置。事務局も関係部局がそれぞれ担当。

評価委員会委員、事務局職員の兼務はない。

(3) 委員の構成

氏 名	役 職 等	分 野
辻 正 二	保健医療経営大学保健医療経営学部長	学識経験者
岸 本 育 実	税理士	財務会計
広 中 千 佳	(有)広中食品副社長	経営
樋 口 紀 子	梅光学院大学学長	教育研究 地域貢献
二 木 寛 夫	学校法人宇部学園専務理事	教育研究 経営

*任期（2年）

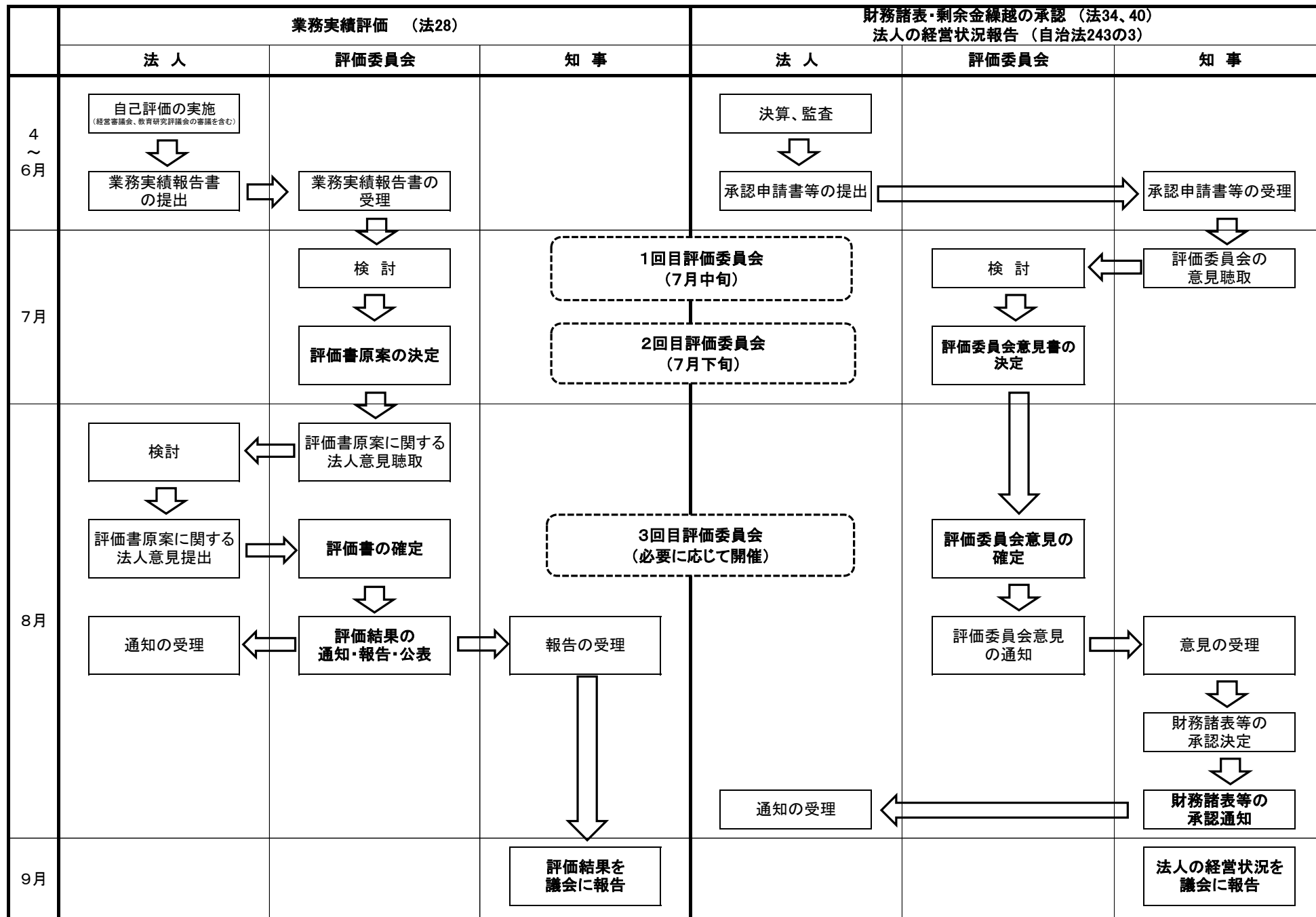
(4) 委員選任に当たっての考え方

- ・ 経営又は教育研究に関して学識経験のある者のうちから、知事が任命
- ・ 地域性も考慮

2 評価委員会の意見

評価委員会から提出された意見については、大学運営の改善や中期計画の策定に反映
評価委員会の開催に合わせて、各委員に事前説明を実施

年度における業務実績に係る評価等の実施日程



【地方独立行政法人設立の考え方】

「地方独立行政法人法及び地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について」（平成15年7月17日付け総務省自治行政局長・総務省自治財政局長・文部科学省高等教育局長通知）より

「まず、対象となる事務・事業についてその廃止や民間譲渡の可能性について十分な検討を行うことが必要です。その上で、公の施設の指定管理者制度の活用等と比較検討し、地方公共団体が自ら実施するよりも地方独立行政法人を設立して行わせる方が効率的・効果的に行政サービスを提供できると判断される場合に地方独立行政法人制度によることが適当です。」

1. 地方独立行政法人の設立実績のある業務

大学・高専（66法人）、病院（45法人）、試験研究機関（10法人）

- 各自治体において、個別の事情に応じて検討を行った結果、地方独立行政法人化することが、自治体直営で運営するよりメリットが大きいと判断したケースでは、地方独立行政法人化を選択したものと考えられる。

地方独立行政法人化を進めるべきと判断した理由	
共通事項	業務別事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 人事・給与制度の弾力化 ● 予算執行の弾力化 ● 複数年契約等の導入による事務手続きの簡素化 ● 経営判断の迅速化 ● 評価委員会制度・広範な情報公開の義務づけなどによる業務運営の透明性の向上、それに伴う職員の意識改革・サービスの向上 	<p>【大学・高専】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経営責任の明確化、大学の自主性の発揮 <ul style="list-style-type: none"> ・別の組織とすることにより、大学の責任が明確化され、高い自主性をもって運営を行うことが可能となる。 ● 人事・給与制度の弾力化 <ul style="list-style-type: none"> ・民間からの役員の登用が容易となり、民間の手法を取り入れた経営が可能となる。 ・特任教員制度の導入手続きの簡素化や、職員の年俸制の導入が可能となる。 ● 予算執行の弾力化 <ul style="list-style-type: none"> ・自主的な戦略的予算配分（学長裁量経費の創設等）が可能となる。 ● 複数年契約等の導入による事務手続きの簡素化 <ul style="list-style-type: none"> ・大学の休暇期間（夏休み、春休み等）のみを工期とした複数年契約が可能となる。 <p>【病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医師や看護師など多様な人材が多く存在する特性がある中で、病院の実情に即した採用・給与人事制度の構築といった柔軟な経営が可能となる。

地方独立行政法人の設立状況について（業務別） ②

自治体直営を維持すべきと判断する理由	
共通事項	業務別事項
<ul style="list-style-type: none"> ● 独自の財務会計等システムの導入、法人化に係る諸手続きに伴う一時的なコスト・事務負担が発生 ● 中期計画の進捗管理や評価委員会に関する業務など、管理部門の強化が必要 	<p>【大学・高専】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 小規模な大学においては、プロパー職員の人材確保・育成が困難 ● （看護大学）自治体内の病院の看護師確保という自治体の政策と密接に関連していることから、直営で運営する方針をとる場合がある。 <p>【病院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 規模の小さい自治体が経営している場合が多く、設立・運営が困難 <p>【試験研究機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 行政との一体性の高い業務や行政依頼による業務を多く実施しているため、別組織にすることは望ましくない場合がある。 ● 主に衛生系の公設試において、法律において自治体が行うこととされている業務を担っている場合がある（例：食品衛生法に基づく食品の収去）。

2. 地方独立行政法人の設立実績がほとんどない業務

社会福祉事業（1法人）

病院以外の公営企業（なし）

公共的施設（介護老人保健施設及び博物館等）の設置・管理（なし）

（主な理由）

- これらの業務分野については、PPP/PFI、指定管理者制度、民間委託などの民間的経営手法の導入により、効果的・効率的な業務運営に取り組んでいる。
- 一方で、政策的判断（例：自治体内のモデル施設にする（社会福祉施設）等）により、自治体職員が直接運営する形態を残す例も見られる。

※「地域イノベーション創出のための公設試験研究機関の役割等に関する調査」（平成23年3月 財団法人全日本地域研究交流協会）、
 「地方公営企業の抜本改革等の取組状況調査」（平成24年5月、平成25年6月、平成26年7月 総務省自治財政局公営企業課）、
 自治体からの聞き取り等による。

第1回 平成27年4月30日

- ・ 開催要綱
- ・ 研究会の主な論点、スケジュール
- ・ 地方独立行政法人の制度概要
- ・ 国の独立行政法人制度改革を踏まえた対応①

第2回 平成27年5月28日

- ・ 国の独立行政法人制度改革を踏まえた対応②

第3回 平成27年6月25日

- ・ 国の独立行政法人制度改革を踏まえた対応③
- ・ 地方自治体からの要望について①

第4回 平成27年7月30日

- ・ 地方自治体からの要望について②

第5回 平成27年8月24日

- ・ 人口減少問題に的確に対応する地方独立行政法人のあり方①

第6回 平成27年9月16日

- ・ 人口減少問題に的確に対応する地方独立行政法人のあり方②

第7回 平成27年10月頃

- ・ 人口減少問題に的確に対応する地方独立行政法人のあり方③
- ・ 取りまとめに向けた議論

第8回 平成27年11月上旬頃

- ・ 取りまとめ

研究会において議論する主な論点

1. 国の独立行政法人制度改革を踏まえた対応

- 「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」(平成26年法律第66号)等が公布され、法人の政策実施機能や業務の質と効率を向上させるための抜本的な見直しが行われたことを踏まえ、この見直し事項に関し、地方独立行政法人制度に反映させるべきものについて検討を行う。

(参考)国の独立行政法人制度の見直し事項の例

- ・ 業務の特性を踏まえた独立行政法人の分類
- ・ PDCAサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築
- ・ 法人の内外から業務運営を改善する仕組みの導入

2. 地方自治体からの要望について

- 地方独立行政法人制度に係る地方自治体からの要望について検討を行う。
 - ・ 地方独立行政法人による出資、長期借入、余裕金の運用
 - ・ 公立大学法人による附属学校の設置

3. 人口減少問題に的確に対応する地方独立行政法人のあり方